

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第38号

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例

函館市青少年研修センター条例（平成7年函館市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用を終了するまでに納めなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、使用を終了した後に納めることができる。

3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

第9条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより」を「ときは」に改める。

第15条第1項中「地方自治法」の後ろに「（昭和22年法律第67号）」を、「指定管理者」の後ろに「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」を加える。

別表 1の表備考以外の部分中「利用料金」を「使用料」に、

「

利 用 料 金

」を「

使 用 料

」に改め、

同表備考第1項中「利用料金の5割」を「使用料の2分の1」に改め、同表備考第2項中「利用料金」を「使用料」に改める。

別表 2の表備考以外の部分中「利用料金」を「使用料」に、同表備考中「利用料金の5割」を「使用料の2分の1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第4項の規定により研修センターの使用を終了した後に支払うことが認められている利用料金の納付については、なお従前の例による。